

若狭町立三方中学校 いじめ防止基本方針【様式1】

平成26年4月	1日	策定
平成27年5月	11日	改定
平成29年5月	10日	改定
平成31年4月	1日	改定
令和3年4月	1日	改定
令和7年4月	1日	改定
令和8年4月	1日	改定

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。そのため、全教職員が、いじめはもちろん、傍観したりする行為も絶対に許さないという毅然とした態度をとるとともに、どんな些細なことでも親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

いじめを撲滅させるためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が人権感覚を磨き、生徒を一人一人多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重することが重要である。そして、「居場所づくり」や「絆づくり」の活動を重視し、いじめの未然防止に積極的に取り組まなければならない。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人間に育てることを重視する。
- (2) 本校は、すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- (3) 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、若狭町、若狭町教育委員会、家庭、地域の関係者等と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

具体的ないじめとしては以下のようなものが考えられる。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる。
- 遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- SNSでの、誹謗中傷や嫌がらせ。等

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○良いところをほめて、一人一人を大切にせる教育

生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。

○人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、発達障害のある生徒への理解等、他者を大切にするとともに自分自身も大切にせる態度を育てる。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を系統的・計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てる。

○生徒会活動や縦割り活動の推進

上級生が下級生を思いやる心や下級生が上級生を慕う心を育てるため、生徒間の自治的活動に力を入れ、絆づくりに努める。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取り組みに係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善に努める。

○評価項目

【教職員】

- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童生徒の不適切な発言を聞いた場合、その場で注意・指導している。
- ・生徒の自己有用感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的な対処をしている。

【生徒】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校は、悩みや不安を相談しやすい体制を整えている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えるように心がけている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施し、子どもの不安を把握する取り組みを行っている。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践する。

○授業改善

学校で生活する時間の大部分を占める授業において授業改善を図り、分かりやすい授業のあり方について公開授業や授業研究を積極的に行い、一人一人を大切にするとともに、落ち着いた雰囲気の中で授業に取り組めるよう研究を進める。

○いじめの起きない学校・学級づくり

安心して過ごせる学級経営を行うとともに、縦割り活動を行い、「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進める。

○生徒の主体的活動の充実

学級活動や生徒会活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進する。

○いじめを許さない気運醸成

普段から集団全体にいじめを許さない気運醸成を図るなど、生徒が傍観者にならないように、具体的な行動を起こすことや児童生徒同士で支え合うことができる環境づくりに努めます。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、本校の自主ルール（三方中スマートルール）を通して、生徒や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努める。

○特に配慮が必要な生徒への支援・指導

以下の生徒を含め、特に配慮が必要な生徒について、日常的に、当該生徒の特性

を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある生徒については、教職員が生徒の障害の特性理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性を踏まえながら適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの海外につながる生徒は、言語や文化の差から学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に関わる生徒については、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員だけでなく生徒にも正しい理解の推進を行い、学校として必要な対応を行う。

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行う。

（4）いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。観察や声かけ、生徒アンケートから認知したいじめに対して即時に主任会で対応する。

○言葉以外のサインの察知

生徒の「大丈夫」「何でもない」という言葉の裏に、生徒が真に伝えたいと思っていることが隠れていないか、本音を言語化できていないのではないかなど、立ち止まって考えることにより、いじめ等の早期発見に努めます。（朝の健康観察時の「心のお天気」を活用）

○自己チェック（ログノート）の活用

生徒が日々の生活を振り返るための自己チェック（ログノートに記入）を行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

○アンケートの実施

定期的に悩み調査やいじめについてのアンケート、またネット利用に関するアンケートを行い、日常生活でのいじめ、ネットいじめ等の問題の早期発見に努める。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日頃から保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係機関との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

○いじめに係わる情報の記録

いじめに係わる情報を適切に記録する。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対策会議」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対策会議」による立案、対応により被害生徒を守る。

○「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ対策会議」での方針を受け、「いじめ対応サポート班」による、被害生徒、加害生徒、保護者へ対応する。

○被害・加害生徒への対応

いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切かつ継続的な指導を行う。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

○警察との連携

いじめ（SNS上のものを含む）が犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応する。

(6) いじめの解消

いじめの解消は、いじめが止んだと判断した日から3ヶ月以上止んでいる場合とする。いじめが『解消している』状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

条件1：「被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること」とする。

条件2：被害者が心身の苦痛を受けていないこと。被害者本人や保護者への面談などで心身の苦痛を感じていないかどうか確認する。

いじめが解消している状態に至ったあとも日常的に注意深く観察する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、若狭町教育委員会を通じて若狭町長に速やかに報告する。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、若狭町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ・若狭町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策会議

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策会議」を常設し、定期的（月1回を目安に）に開催します。

(構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

(活動)

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・記録の保存（保存期間： 年）※保存期間は文若狭町書管理規則等に基づく
- ・いじめの認知
- ・「いじめ対応サポート班」の設置
- ・教育委員会や関係機関等との連携
- ・いじめ対応サポート班等からのいじめに関する情報の集約と共有化
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

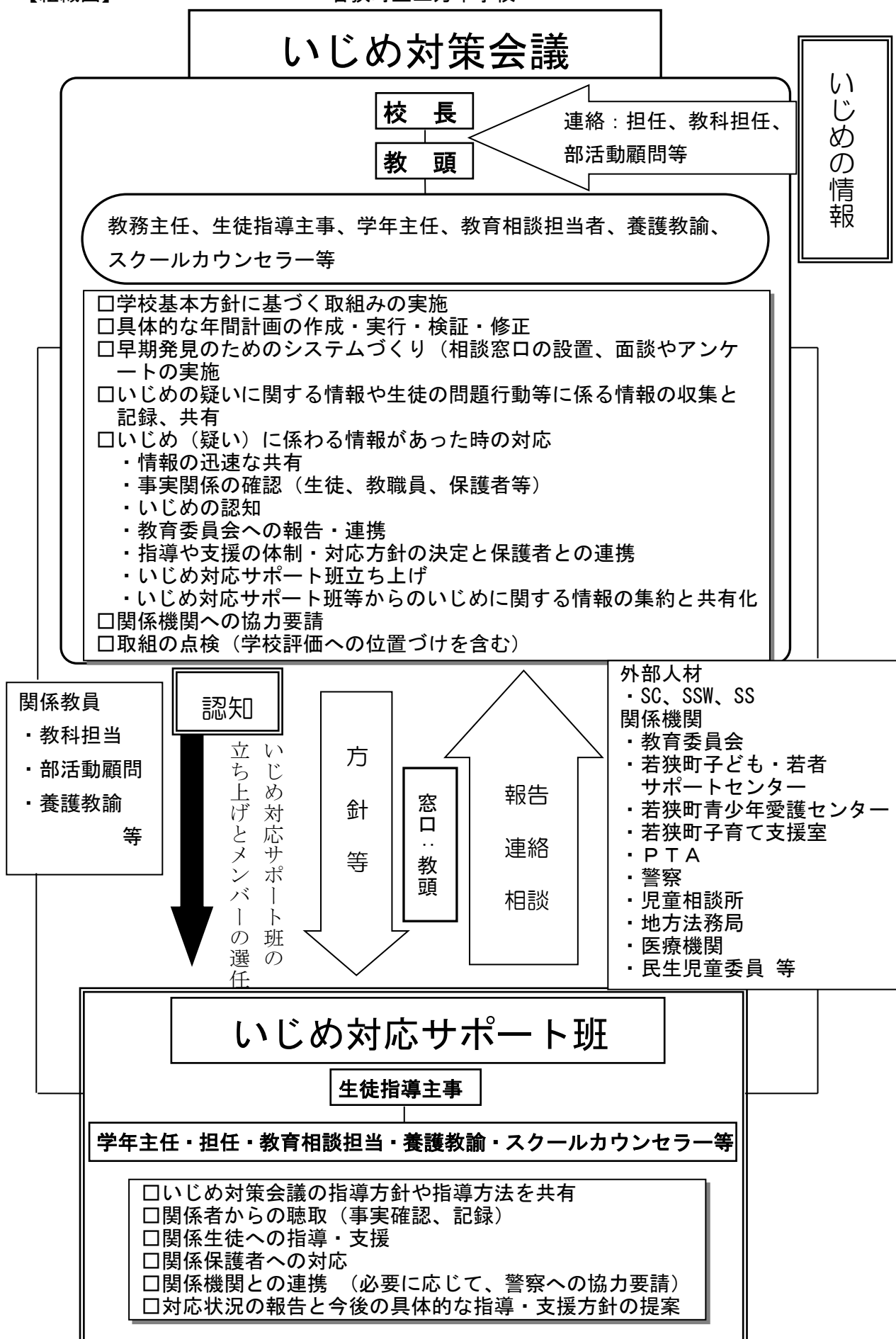
(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対策サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた具体的な取り組みを行う。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

(活動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・関係者からの聴取等による情報収集、記録
- ・いじめ対策委員会への報告・連絡・相談
- ・被害生徒やその保護者への継続的な支援
- ・加害生徒への指導やその保護者への説明
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携



	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4月	<p>いじめ対策会議 基本方針確認 年間計画策定</p> <p>↓</p> <p>職員会議 基本方針確認 年間計画周知</p> <p>↓</p> <p>PTA総会・教育懇談会 基本方針の公表 (HPに掲載)</p>	<p>【調査】いじめについてのアンケート実施 アンケートの実施→集計→分析(毎月初め)</p> <p>【生徒会】生徒会認証式、生徒総会</p> <p>【各ホーム】ホームづくり 居場所づくりと絆づくり</p> <p>【各ホーム】スクールライフの確認と徹底 学校生活のルーティーンワーク等の確認</p>		
5月	<p>いじめ対策会議 現状把握 未然防止策を確認</p> <p>職員会議 現状報告と把握</p> <p>校内研修 年間計画の作成確認</p> <p>地域学校協議会での報告意見交換</p>	<p>【各ホーム】教育相談週間</p> <p>【生徒会】各委員会での取組 よりよい生活のためのキャンペーン実施</p> <p>【1学生】 校外学習 仲間づくり</p> <p>【2学生】 校外学習 仲間づくり</p> <p>【3学生】 修学旅行 仲間づくり</p>		
6月	<p>いじめ対策会議 いじめのアンケート 分析 現状把握と対策</p> <p>↓</p> <p>職員会議</p> <p>授業研究 授業改善と学習規律の徹底</p> <p>ひまわり教室 ネットの使い方・薬物乱用</p>	<p>【1年生】 MIKATA リサーチ1 地域を知る 体験する</p> <p>【2年生】 MIKATA リサーチ2 地域で活動 探究する</p> <p>【3年生】 MIKATA リサーチ3 地域を探究 発信する</p> <p>【各ホーム】QU検査</p> <p>夏季大会に向けて 縦割り集団での仲間づくりと絆づくり</p>		

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
7月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">いじめ対策会議 夏休みに向けて現状確認</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">保護者会 家庭での様子を把握</div>	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">【調査】いじめについてのアンケート実施 アンケートの実施→集計→分析（毎月初め）</div> <div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">【調査】「意識調査」の実施 アンケートの実施→集計→分析</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">【ひまわり教室】 非行防止教室・ ネットモラル等</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">【各ホーム】夏休みに向けて</div>		
8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">いじめ対策会議 調査と保護者からの意見をもとにした現状把握と対策 ↓ 職員会議 2学期に向けて</div>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">【各ホーム】家庭・電話訪問 夏季休業中の様子を把握</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;">【生徒会】体育大会に向けて 縦割り集団での仲間づくりと絆づくり</div>		
9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">いじめ対策会議 現状把握 未然防止策を確認 ↓ 職員会議 現状報告と把握</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">体育大会にむけて 異学年集団の絆づくり指導</div>	<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">【生徒会】体育大会 縦割り集団での仲間づくりと絆づくり</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">【各ホーム】ホームづくり 居場所づくりと絆づくり</div> <div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;">新人戦に向けて 縦割り集団での 仲間づくりと絆づくり</div>		

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
10月	<p>いじめ対策会議 中間評価実施 評価をもとにした取り組みの確認 ↓ 職員会議</p> <p>授業研究 授業改善と学習規律の徹</p>	<p>【調査】いじめについてのアンケート実施 アンケートの実施→集計→分析（毎月初め）</p> <p>【生徒会】生徒会認証式、生徒総会</p> <p>【各ホーム】教育相談週間</p> <p>【各ホーム】合唱コンクール 合唱コンクールに向けた仲間づくりと絆づくり</p>		
11月	<p>いじめ対策会議 現状把握 未然防止策を確認 職員会議</p> <p>校内研修 人権教育実施の手順確認</p>	<p>【生徒会】各委員会での取組 よりよい生活のためのキャンペーン実施</p> <p>【全学年】いじめについての道徳授業</p> <p>【各ホーム】学習ルールの再確認 一人ひとりが大切にされる学習集団の工夫</p>		
12月	<p>いじめ対策会議 2学期の反省 今後の実践を確認</p> <p>保護者会 家庭での様子を把握</p>	<p>【全校・各ホーム】人権週間に向けて 人権集会 人権標語の作成など</p> <p>【各ホーム】QU検査</p> <p>【調査】「意識調査」の実施 アンケートの実施→集計→分析</p> <p>【3年生】 進路決定に向けて</p>		

〔1～3月〕

若狭町立三方中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
1月	<p>いじめ対策会議 現状把握 重点項目再確認 ↓ 職員会議</p> <p>小中連携委員会 新入生の情報交換</p>	<p>【調査】いじめについてのアンケート実施 アンケートの実施→集計→分析（毎月初め）</p> <p>【各ホーム】新年の抱負 目標を持ち、その実現に向けての計画</p> <p>【各ホーム】教育相談週間</p> <p>【1年生】 新入生 学校見学会</p>		
2月	<p>いじめ対策会議 今年度の取組を振り返って ↓ 職員会議</p> <p>小中連携委員会 保護者説明会の実施</p> <p>地域学校協議会での報告意見交換</p>			<p>【3年生】 卒業式に向けて</p> <p>【各ホーム】ホームづくり 仲間への感謝の気持ちを込めて</p>
3月	<p>いじめ対策会議 年間行動計画の見直し ↓ 職員会議 今年度の反省 来年度の計画案策定</p>	<p>【調査】「意識調査」の実施 アンケートの実施→集計→分析</p> <p>【全校生徒】校内美化 感謝の気持ち・次のステージへの抱負</p> <p>【全校生徒】卒業式に向けて 感謝の気持ち 伝統の継承と発展への決意</p>		